

2013年3月

カネミ油症新認定訴訟

法廷ニュース NO.7

カネミ油症被害者支援センター

問い合わせ 090-9321-8607 YSC 伊勢

2008年5月23日に福岡地裁小倉支部に第一次提訴してから約5年、3月21日に判決が言い渡されます。

さる2月21日に行われた弁論準備期日で裁判所が提示した和解条項案は、実質的には認定前10年分の治療費として1人30万円の支払い義務のみ、というあまりにひどい内容であったため、原告及び弁護団はこの和解案に強く抗議し、受け入れを拒否しました。

被告であるカネミ倉庫（株）は和解協議の中で10万円という金額を提示したと伝えられましたが、この誠意のなさ、加害者であるという認識の欠如に啞然とするばかりです。その姿勢を支持するような裁判所の和解案でしたから、判決も原告にとっては厳しい内容が予測されます。

判決言い渡しの法廷を傍聴者で埋め尽くし、完全勝訴を目指して頑張るという意志を示しましょう。

☆ **3月21日（木）13時30分～**

**福岡地方裁判所 小倉支部207号法廷 判決言い渡し
ぜひとも傍聴・ご支援よろしくお願ひします！**

☆ また終了後には報告集会を開きます

～新認定裁判勝利を目指して 今後の行動提起など～

日時：3月21日（木）14時30分～17時00分

場所：弁護士会館 4階または5階（裁判所の隣）

参加費：無料

（主なプログラム）

1. 新認定訴訟の判決の内容と今後について
2. カネミ油症施策推進法の活用について
3. その他